

広島県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町稲草字馬場山甲一五二、字香仲奥一五三の一から一五三の三まで、一五四の一から一五四の三まで、一五五から一五七まで、一五八の一から一五八の一〇まで、一五八の一三から一五八の二一まで、一五九の一から一五九の五まで、一六〇の一から一六〇の三まで、一六一の一から一六一の七まで、一六二、一六三の一から一六三の一七まで、一六三の一九から一六三の三五まで、一六四の一から一六四の一二まで、一六四の一四から一六四の一八まで、一六七、一六八、一七〇の五

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)